

覚醒剤原料研究者指定証返納届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 5 において準用する同法第 10 条第 1 項（第 11 条第 2 項）の規定により、覚醒剤原料研究者の指定証を返納します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

山梨県知事 殿

指 定 証 の 番 号	第 号	指 定 年 月 日	年 月 日
研 究 所	所 在 地		
	名 称		
指 定 証 返 納 の 事 由 及 び そ の 事 由 の 発 生 年 月 日			